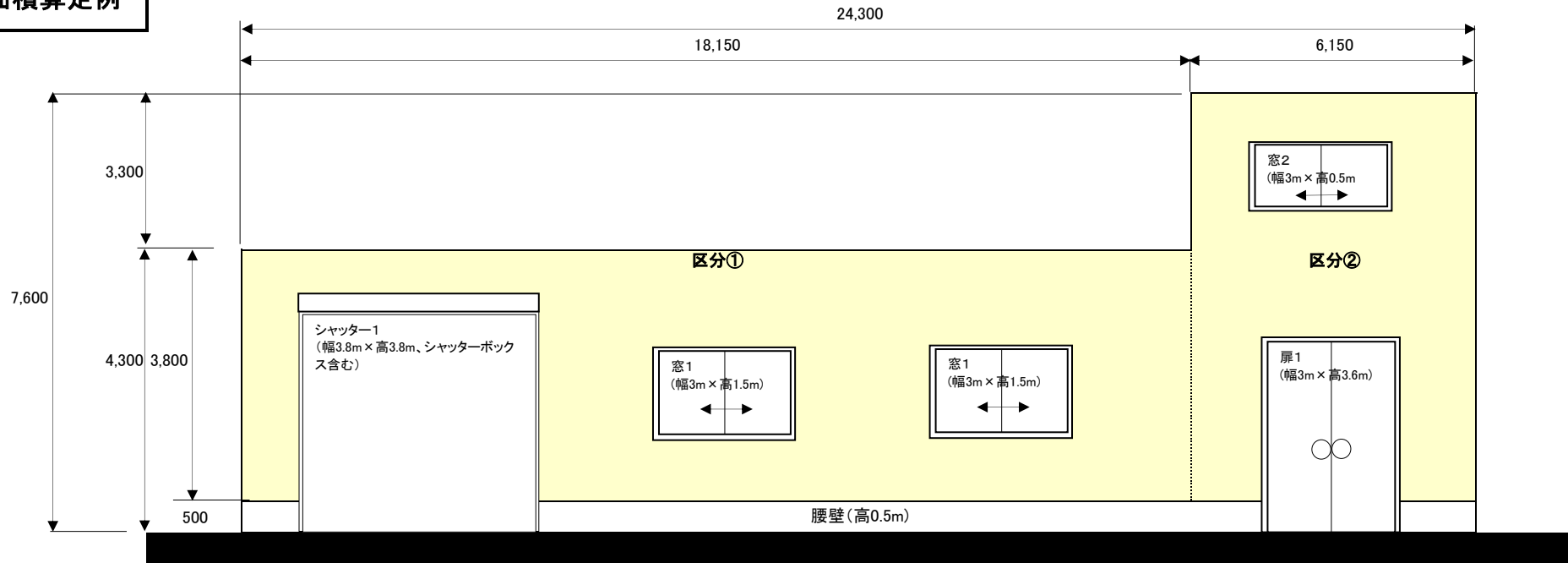


面積算定例



補助申請対象建物の南面の補助対象(遮熱塗装)の面積算定例

算定事例として、上図建物の南面外壁に遮熱塗装を施工する場合の事例を以下に示す。

南面外壁の区分①と区分②に遮熱塗装を施工します。この場合、遮熱塗装を施工しない窓、扉、シャッター、腰壁等を遮熱塗装面積から除外しなければならない。

【手順1】 南面の建物立面図から、遮熱塗装の表面積を算定する。

区分①	18.15	m	×	4.30	m	=	78.05	m ²
区分②	6.15	m	×	7.60	m	=	46.74	m ²
合計							124.79	m ²

【手順2】 【手順1】から遮熱塗装を施工しない窓、扉、シャッターの面積を算定する。

上図の白色部が補助対象外部位の面積となる。

項目	幅 m	高 m	面積 m ²	数量 箇所	面積計 m ²
窓1	3.0	1.5	4.50	2	9.00
窓2	3.0	0.5	1.50	1	1.50
扉1	3.0	3.6	10.80	1	10.80
シャッター1	3.8	3.8	14.44	1	14.44
腰壁※1	17.5	0.5	8.75	1	8.75
遮熱塗装を施工しない部分の面積の合計					44.49

※1:腰壁は、シャッター1と扉1と重なり合うので、面積計算に際して注意が必要である。

$$24.30 \text{ m} - (3.8\text{mシャッター幅} + 3\text{m扉幅}) = 17.50 \text{ m となる。}$$

【手順3】 全体表面積から、補助対象外面積を減ずる。

$$124.79 \text{ m}^2 - 44.49 \text{ m}^2 = 80.30 \text{ m}^2$$

よって、本事例における遮熱塗装(補助対象内)面積は、80.30 m²となる。

【注記】

- 外壁面に遮熱塗装を施工しない「換気用ガラリ」や「排気フード」の他それらに類する部分は、遮熱塗装を施工しない部分として、算定し、手順2に含めて計算すること。
- 施工業者が見積書等で示した施工面積の算定根拠となる資料(業者作成)を提出しても良いものとする。
- 不明な点は、埼玉県温暖化対策課に問い合わせてください。